平成30年度第１回　大阪府青少年健全育成審議会　議事概要

■日　時　　平成30年６月26日（火）午後２時00分～３時30分

■場　所　　日本赤十字社　大阪府支部　４０１会議室

■出席者　　池下委員、伊藤委員、大久保委員、大島委員、尾谷委員、角野委員（会長）、

　　　　　　草島委員、杉田委員、曽我部委員、園田委員、高沼委員、西川委員、八山委員、

橋本委員、藤村委員、茂木委員、矢橋委員（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから、平成30年度第１回大阪府青少年健全育成審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、川﨑青少年・地域安全室長からご挨拶を申し上げます。

室　長　大阪府青少年・地域安全室長の川崎でございます。大阪府青少年健全育成審議会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

平成30年6月18日朝に発生した大阪北部を震源とした地震において、お亡くなりになられた方々とそのご家族に対し、心からお悔やみ申し上げますとともに、負傷された方々、また自宅等が被災された方々にお見舞い申し上げます。

皆様方には、日頃より本府青少年健全育成行政の推進にご尽力、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。このたびは、お忙しいなか、委員の皆様方には本審議会の委員にご就任いただきまして、改めて御礼を申し上げます。

昨年度は、いわゆる「ＪＫビジネス」を介して、青少年が性被害に遭う事案が都市部を中心に発生していることを受け、本審議会並びに特別部会において、集中的にご審議いただき、昨年１１月、知事に対して答申をいただきました。府では、この答申を踏まえまして、青少年健全育成条例を改正し、来月、７月１日に施行いたします。

 　しかしながら、昨今の青少年を取り巻く問題として、自画撮り被害をはじめ、コミュニティサイトを介して性被害等に遭う事案が後を絶たず、青少年を守るための一段の対策について検討することが急務となっています。委員の皆様方には、本日よりコミュニティサイト等に起因した青少年の性被害の防止に向け、それぞれの専門的見地からご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

事務局　　本審議会委員の総数は２５名で、本日、ご出席の委員は17名でございますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。本審議会については、平成２３年６月２８日の審議会での決定どおり、基本的には公開とし、審議事項に個人情報等を扱う場合については、非公開とします。

・本日の配布資料の確認

H29年度大阪の子どもを守るネット対策事業報告書兼事例教材集については、平成28年３月に提言いただいた「ネット社会における青少年保護のあり方について」を受けた本府の取組をまとめた内容となっていまして、青少年のネットリテラシー向上に役立てていただくよう、府内の全ての小中高校等に各１冊配付をしています。

本日ご出席の委員の皆様のご紹介は、時間の都合上、お手元にお配りしております委員名簿及び配席表で替えさせていただきます。

なお今年度より、精神医学の観点から大久保委員、犯罪心理の観点から茂木委員、大阪府議会からは西川委員、藤村委員、池下委員、橋本委員に新たに審議会に加わっていただきました。どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、会長が選任されるまでの間は、青少年課長が進行させていただきます。

青少年課長　会長が選任されるまでの間の進行を務めさせていただきます。議題（１）の本審議会の会長の選任でございますが、会長は、審議会規則第４条第１項の規定により、互選によりこれを定めることになっております。お手元に委員名簿をお配りしておりますが、どなたか会長のご推薦につきましてございますでしょうか。

委　員　　前回から引き続いて、教育分野の識見を有し、広く青少年問題にも造詣が深い、角野委員にお願いしてはどうでしょうか。

青少年課長　ただいま、角野委員を会長にとのご意見をいただきました。いかがいたしましょう。

（委員より「異議なし」）

青少年課長　「異議なし」ということでございますので、角野委員に会長をお願いしたいと存じます。では、審議会規則第５条第１項の規定により、会長が議長を務めていただくこととなっておりますので、以降につきましては、角野会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。それでは、角野会長よろしくお願いいたします。

会　長　　はい。皆様のご協力をいただきながら、審議会を運営していきたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは、議題（２）の会長代理、部会長及び部会に属する委員の指名に移りたいと思います。会長代理については、審議会規則第４条第３項の規定により会長が指名することとなっております。会長代理につきましては、これまで長きにわたって、本審議会を支えていただいている園田委員に引き続きお願いしたいと思いますが、園田委員よろしいでしょうか。

園田委員　　はい。宜しくお願いします。

会　長　　では、お願いいたします。次に、常設部会に属していただく委員について、審議会規則第６条第３項に基づき、審議事項に係る専門的な分野からご意見をいただくという観点で、私から指名させていただきます。まず、第１部会委員は、有害図書類の指定に関する事項を審議していただきますので、学識経験者からは、精神医学、情報リテラシー、刑法、教育の専門分野から、関係業界からは、図書類を発行、販売されている団体から、青少年関係団体からは、保護者の代表としてのご意見をいただきたいと思いますので、学識経験者から、大久保　圭策委員、竹内　和雄委員、園田 寿委員と私、関係業界団体から、二村　知子委員、伊藤　廣幸委員、青少年関係団体から、尾谷　訓史委員　にお願いしたいと存じます。また、部会長は　竹内　和雄委員にお願いしたいと存じます。

次に、第２部会委員は、有害玩具刃物類の指定に関する事項を審議していただきますので、学識経験者からは、犯罪心理、法律、教育の専門分野から、関係業界からは、玩具刃物類を取り扱っておられる団体から、青少年関係団体からは、青少年育成団体からのご意見をいただきたいと思いますので、学識経験者から、茂木　洋委員、八山　真由子委員と私、関係業界から、辻元　達雄委員、青少年関係団体から､石橋　寿恵夫委員にお願いしたいと存じます。また、部会長は　八山　真由子委員にお願いしたいと存じます。

第３部会は、昨年度本審議会で議論しました、いわゆる「JKビジネス」と言われる営業形態に関して、有害役務営業の停止命令に関する事項を審議していただきます。

本年７月１日からの施行となりますが、その委員として、学識経験者から、刑法、法律、憲法、そして教育の専門分野から、ご意見をいただきたいと思いますので、園田　寿委員、八山　真由子委員、曽我部　真裕委員にお願いしたいと存じます。私も教育の観点から参加します。部会長は　園田　寿委員にお願いしたいと存じます。

最後に、第４部会委員は、子どもの性的虐待の記録に関する事項を審議していただきますので､学識経験者からは、児童福祉、刑法、法律、教育の専門分野から、関係業界からは、出版されている団体及び電気通信事業者として青少年の携帯電話利用の環境整備に取り組まれている団体からのご意見をいただきたいと思いますので、学識経験者から、松風　勝代委員、園田　寿委員、八山　真由子委員と私、出版業界から、高沼　英樹委員、電気通信事業者から、矢橋　康雄委員にお願いしたいと存じます。また、部会長は園田寿委員にお願いしたいと存じます。

それでは、議事に入りたいと思います。議題は、「コミュニティサイト等に起因した青少年の性被害等について」です。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局○資料１－１「コミュニティサイト等に起因した青少年の性被害等の現状について」と

○資料１－２「いわゆる『自画撮り被害』の現状と対応について」により、現状と被害

　防止に向けた取組や課題について説明

会　長　　ありがとうございました。それでは、事務局の説明に対してご質問やご意見をいただきたいと思います。

委　員　　質問ですが、サイバー補導と学校との連携はされているのでしょうか。

事務局　　学校におきましても、適宜情報交換されていると思います。

会　長　　学校の生徒指導担当教員は、学警連絡会というものがありまして、警察署と連携を行っています。その他、ご意見ある方はいらっしゃいますか。

委　員　　自画撮り被害は一度流出すると回収が困難です。現行法令を適用して検挙している事例は、既に被害に遭ってからというものです。児童が自画撮り画像を送る前に、被害に遭う前に効果のある規定といったものがあればいいのではないかと考えておりますので、是非ともそういった観点から審議をお願いしたいと思っています。

会　長　　ありがとうございます。その他、ご意見いかがでしょうか。

委　員　　こういった事案は学校にも知られたくないといったこともあるかと思います。資料を見ると、被害児童が、「優しかったから」「相談に乗ってくれたから」という理由で、SNS上で知り合った人物と近づいてしまっています。

大阪府教育庁でも、限られた日数・時間ではありますけど、SNSを活用した教育相談というものに取り組みます。規制とともに、SNS上でのトラブルをSNSで相談できるような体制を作っていくことも併せて考えていかなければならないと思います。

会　長　　貴重なご意見ありがとうございます。今後の審議の重要な部分にも関わってくることだと思います。保護者側からの意見としては何かありますでしょうか。

委　員　　　このような被害の多さに戸惑っているところですが、私たちＰＴＡとしても、こうした場で勉強させてもらって、各機関に発信していきたいと思います。

会　長　　ありがとうございます。その他、ご意見ありますでしょうか。

委　員　　　SNSでの相談は有効だと思います。それから、やっぱり子どもたちはリアルな世界とネットの世界の違いが分かっていない。ネットの世界では「なりすまし」というものが存在することを分かっていない、だから啓発が重要だと思います。

会　長　　ネットの世界で起きている話ということで、事業者側からご意見ありますでしょうか。

委　員　　法律（いわゆる青少年インターネット環境整備法）が改正になり、また大阪府においても条例が改正になり、店頭でフィルタリングの措置をすることが義務となっています。やはりフィルタリングの普及が被害防止に有効であろうと考えていますので、事業者としても取組を進めているところで、今後も引き続き取り組んでいく所存です。

一方で、フィルタリングで全てのトラブルが回避できるわけではありません。啓発にも併せて取り組んでいく必要があると思っております。

先ほどお話ございましたが、青少年からの相談の受け付けということにつきましては、東京都の方でも8月からLINEを使った相談窓口を設置するようです。こういった取り組みも非常に有効かと思っております。

会　長　　ありがとうございました。被害に遭っている児童は中・高校生が多いようですが、このあたり、現場のお立場からどうお考えですか。

委　員　　学校という立場から申しあげますと、スマートフォンの普及に伴って学校現場は混沌とした状況です。生徒の人間関係も複雑化しており、また、近隣地域だけでなくインターネットの世界ですから、トラブルもかなり広範囲かつ多様化しておりますから、生徒指導担当教員だけで対応するのは難しくなっています。金品を要求されたり脅迫されているというケース等は、警察に協力をお願いしないと原因が解明できないということもあります。

会　長　学校の教員はもともと生徒指導を専門にしているわけではなく、必要に応じて生まれてきた概念です。ましてやＳＮＳの分野は詳しくはありません。

その他、犯罪を犯す側の心理といった面について、ご意見いかがでしょうか。

委　員　　実際に被害児童がいるから被害児童をいかに守るかということを考えていかなければならない、加害者・被害者という言葉が使われることになりますが、搾取する大人側がいるから、その対応策を考えていかなければならないということになろうかと思います。

その一方で、子ども側はこういった問題をどういうふうに認識するかも考えなければいけないと思います。つまり、「被害に遭わないために身を守りましょう」というのが非常に通用しやすいし大事なところだとは思いますが、例えば無理やり送らされるとか、拒んだけども送らされた場合には罪になるけれども、そうでなければ自画撮り画像を送るのは問題ないのか、こういった意識をどう捉えていくのかだと思います。

自分の裸の画像を、例えば親密な相手に対して送るのをＯＫと捉えるのか、それは問題だよって捉えるのか、そこを子ども達にどう伝えていくかということは常に切り離せない問題として、実はあると思っています。

福祉の分野では自分のプライベートな部分は人には出さない、という教え方をしていたりします。今、優先すべき問題としては、「いかに被害を食い止めるか」という点だとは思いますが、難しい観点としては、「相手がどこにも漏らさないのであれば、送ることはいいの？」と子ども達に聞かれた時に、我々がどう答えるのか、犯罪としてこれをどう捉えていくかを考えていく中で、私は非常に気になるところだと思います。

会　長　　ありがとうございます。被害児童に中学生が多い点、子供達が金品目的や優しかったから等という理由で、自らトラブルに近づいていく現象が見受けられることについては、気になるところでございます。

本件については、様々な観点から細部について議論を深めていかなければならないところが多々あろうかと存じます。今後の議論の進め方ですが、大阪府青少年健全育成審議会規則第６条第２項に基づき「特別部会」を設置し、専門的な立場から集中的に議論していただくということを会長として提案したいのですが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

「異議なし」ということでございますので、当審議会に「特別部会」を設置いたします。なお、特別部会の公開・非公開については、平成２３年６月２８日の審議会での決定どおり、基本的には公開とし、審議事項に個人情報等を扱う場合については、非公開とし、その決定権限を部会長に委ねることといたします。

特別部会に属していただく委員についてですが、審議会規則第６条第３項及び第４項に基づき、審議事項に係る専門的な分野からご意見をいただくという観点で、私から指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

「異議なし」ということですので、私から指名させていただきます。学識経験者から刑法、児童福祉、法律、情報リテラシー、憲法、教育の専門分野からの観点で、園田委員、松風委員、八山委員、竹内委員、曽我部委員と私。また、青少年関係団体から、大西委員　には、教育現場の観点からご意見をいただきたいと存じます。部会長でございますが、園田委員にお願いいたします。

ただいま、指名させていただきました委員の方々には、部会の適正かつ円滑な運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いします。また、今回指名させていただいていない委員につきましても、議論が進む中で、ご協力をいただく場面がでてきましたら、よろしくお願いいたします。また、他にご意見等ございましたら、事務局に連絡いただきたいと存じます。

　　　　　ここで部会長をお願いする園田委員から、この問題に関してのご意見などありましたらお聞かせ頂きたいのですが、いかがでしょうか。

委　員　　自画撮り画像要求の件については、既に一部の自治体で条例を改正して処罰規定も含めた規制を設けています。ただ、議論自体が非常に混沌としていて、自画撮りを要求する行為は一般的に規制すべきだとする意見が多いように思われますが、どういう観点からどういう理由でこれを処罰すべきなのかという点については、まだまだ議論がなされていない部分が多いと個人的には感じています。

　　　　　さきほどの資料の、被害者が被疑者に遭った理由で、金品目的とか、交遊目的とか性的関係目的といったものを合わせると半数以上になります。多くは児童買春児童ポルノ法禁止法違反ということで、摘発されますが、児童買春・児童ポルノ禁止法というのは、児童の性的搾取、性的虐待の防止というのが法の大きな目的なのに、実は立法の制定過程において、性的搾取とか性的な虐待というのが一体何を意味するのかということについては、十分に議論がされてきませんでした。

実際には、例えば児童の方から積極的に持ちかけているというケースもかなりあります。この金品目的というのは、おそらくそういうことだろうと思いますが、自ら裸の写真をもちかけていって、児童買春等の被害に発展してしまう場合等は、その児童をどう捉えればいいのかということについては、法律の場面においてもまだ十分に議論が熟していません。

例えば判例をみても、画像を送った児童を児童ポルノ製造罪の共同正犯として、児童自身の行為についても、犯罪性を認めているという判例も結構あります。もちろん脅されたり騙されたりっていう場合は、児童が被害者ということになるわけですけれども、自ら積極的に働きかけて送っているという場合もありますので、そういう場合の児童に対して、児童ポルノ禁止法の適用をどう考えていけばいいのか、という点について議論が熟していません。これは法律の解釈の問題にかかわってきますので、果たして条例で規制を考える場合にどこまで踏み込めるのかという法的な問題についても特別部会の方で議論したいと思います。

それから実際には、青少年同士で裸の画像を交換するケースも結構あるんです。例えば高校生が中学生にとか、中学生と小学生等、18歳未満の青少年同士で画像のやりとりをしているケースについて、どう考えていくのか。児童ポルノ禁止法では18歳未満を適用除外していませんが、青少年健全育成条例の場合は18歳未満の者について罰則の適用を除外していますが、仮に条例で規制した場合、この部分をどう考えるのか。また、画像を要求した高校生がＳＮＳで画像を拡散させた場合は、拡散した者と同意して画像を送った者は一体どういう法益を侵害したのかという、そこのあたりが非常に複雑で、十分に議論されてない部分があって、どう考えればいいのかという難しい問題があります。

単純に規制すれば被害防止につながるというものでもないと考えています。例えば、条例で児童ポルノを要求する行為を規制したとしても、文字だけのやりとりの中で要求した画像が児童ポルノかどうかの判断が難しく、実効性という面からも疑問が残ります。

また、地域限定の条例でインターネット上の行為を規制するということの問題性についても議論しなければならないと考えています。自画撮り規制に関しては、そういった様々な問題性を孕んでいると考えていますので、今後、議論を十分に尽くして適正な方向を考えていきたいと思っています。

会　長　　ありがとうございました。様々な法的観点もありますが、私としては、ＳＮＳを介した被害児童数が毎年過去最多を記録しているという現状で、被害児童の精神的なケアはどうなっているのかという面も気になります。また当然、被害防止の観点から教育・啓発の問題もありますし、いろんな議論がなされるべきだと思います。

今後のスケジュールですが、概ね年内を目途に、特別部会において最終報告をとりまとめ、本審議会に報告いただきたいと考えております。

以上で、本日の議事は終了させていただきますが、報告事項について、事務局からお願いします。

事務局　　○資料２「大阪府青少年健全育成条例の一部改正について」

○資料３「困難を有する子ども・若者に対する支援の仕組みづくりについて」

○資料４「子ども総合計画の取組み状況（青少年・地域安全室分抜粋）」

について、説明

会　長　　条例改正の部分で質問ですが、ＪＫビジネスに関する規制について、事業者と府民にはどのように周知しているのでしょうか。

事務局　　　事業者には６月上旬に説明会を実施しました。府民に対しては府政だより６月号１面での周知や大阪府ホームページでの周知に加えて、７月１日になんばのヤマダ電機にて実施する少年非行・被害防止、暴走族追放啓発キャンペーンにて、ＪＫビジネスについての周知も行います。

会　長　　わかりました。ありがとうございました。事務局は皆様のご意見を参考に、取組んでいただきたいと存じます。では、進行を事務局にお返しします。

事務局　　角野会長、長時間、議事を進行いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、平成30年度第１回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきます。委員の皆様には、ご審議ありがとうございました。